議案第71号

福岡市職員等旅費支給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 髙 島 宗一郎

理由

この条例案を提出したのは、採用による赴任に伴う旅費の支給を受ける職員等の範囲を明確化するため、所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市職員等旅費支給条例の一部を改正する条例

福岡市職員等旅費支給条例(昭和28年福岡市条例第23号)の一部を次のように改正する。 第1条第2項中「市職員(|の次に「第3条第1項第5号を除き、|を加える。

第3条第1項第5号中「採用された職員」を「採用された市職員のうち、本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて市職員となった者その他規則で定めるもの」に、「転任を命ぜられた職員」を「転任(同一都道府県の区域内における転任(規則で定めるものを除く。)を除く。)を命じられた市職員」に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。